

ゴールドウインサプライヤー行動規範に関する同意覚書

株式会社ゴールドウイン（以下「甲」という）と無限電光株式会社（以下「乙」という）とは、本覚書に添付する「ゴールドウインサプライヤー行動規範」に関し、次の通り合意した。

第1条 乙は、ゴールドウインサプライヤー行動規範及び甲から書面で提示されるゴールドウイン製品品質基準書等の規程（以下、総称して「本行動規範」という。）の定めに従い、甲による注文製品を生産するものとする。

2 乙は、本行動規範の主旨を理解し、甲による注文製品の生産及び製造、ならびにそれら注文製品の保管及び配送に関わる乙の施設の全てにおいてこれを遵守するものとする。また、甲が承認した乙の下請け業者に本覚書及び本行動規範を十分説明し遵守させるものとする。なお、乙が甲による注文製品の生産及び製造に直接関与しない場合、乙は、甲の求めに応じ、第3条に定める甲の監査に協力することに合意する。

3 本行動規範と本覚書の規定の全ては、ゴールドウインの子会社及び関連会社による商品の注文に適用されるものとする。その場合、本行動規範と本覚書の当事者であるゴールドウインは当該ゴールドウインの子会社及び関連会社に読み替えられるものとし、乙は、当該ゴールドウインの子会社又は関連会社が乙に対し本行動規範と本覚書に基づく義務と責任の履行を要求できることに同意する。

第2条 乙は、本行動規範の遵守状況を実証するために必要な全ての文書を、甲が閲覧を求めた場合に常時応じられるよう、現場で保持するものとする。

第3条 乙が甲による注文製品の生産及び製造に関わる場合において、甲が乙による本行動規範の遵守状況の確認のための監査の実施を希望する場合、乙は、下記各号に従い当該監査を受け入れるものとする。

- ① 事前の合理的な通知をもって、甲若しくは甲が指定する監査員が当該監査の実施をするにあたり、乙の生産施設を含む全ての施設に立ち入ることを妨げないこと。但し、当該監査は乙の通常営業時間内に実施されるものとする。
- ② 当該監査中に、甲若しくは甲が指定する監査員が求める場合、第2条に定める全ての文書を直ちに開示すること。
- ③ 甲若しくは甲が指定する監査員が、乙の施設内で自由に行動し、また乙の従業員との接触を許可すること。
- ④ 本条各号に限らず、甲若しくは甲が指定する監査員の合理的な要求に対し迅速に対応すること。

第4条 乙は、乙による本行動規範遵守のために甲が必要な措置を講じる権利を有することに合意し、

第3条に定める監査の結果、乙の本行動規範の不遵守が判明した場合、下記各号に従うものとする。

- ① 乙は、甲若しくは甲の指定する監査員から本行動規範の不遵守項目が指摘された場合、甲若しくは甲の指定する監査員が定める期間中に、自らの責任において当該不遵守項目を適切に是正するものとする。
- ② 甲若しくは甲が指定する監査員が、再監査を希望する場合はこれに応じるものとする。

第5条 乙は、自己、その従業員、役員及び主要株主につき、以下について表明保証する。

- ① 自らに適用される、インサイダー取引、マネーロンダリング、贈収賄、取引強要等不正取引の禁止に関わるすべての法規を遵守し、当該法規違反となるいかなる行為も行わないこと、
- ② 反社会的勢力（以下で定義）ではないこと、
- ③ 反社会的勢力の構成員ではないこと、
- ④ 直近の五年間に反社会的勢力の構成員でなかったこと、及び
- ⑤ 資金提供若しくは他の支援又は取引など、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係がないこと。

本条において、「反社会的勢力」とは、乙が事業を展開する国及び地域において反社会的勢力と政府当局から指定される、あるいは一般的に認識される暴力団、総会屋又はその他同様の反社会的組織などの組織及び個人を意味するものとし、甲が乙に発注した製品の販売国において当局が反社会的あるいは反倫理的であることを理由に取引を禁止若しくは制限する組織、団体、法人、自然人を含む。

第6条 甲は、乙が下記のいずれかに該当する場合、乙との取引関係を終了することができるものとする。

- ① 乙による本行動規範の不遵守が判明し、第4条第1号で定める期間に不遵守項目の是正が実現できなかった場合
 - ② 第5条第1号に定める表明保証に違反した場合、若しくは乙に適用される法規において刑事罰に相当する本行動規範の重大な不遵守が判明した場合
 - ③ 第5条第2号乃至第5号に定める表明保証に違反した場合
- 2 甲は、前項第1号により乙との取引を終了する場合、書面をもって取引の終了を通知するものとする。但し、当該通知の時点で未履行の注文がある場合、当該注文は甲の発注通り履行されるものとする。本項に基づく取引終了時点において、甲の注文製品の生産においてのみ使用される型、道具、部品、材料、素材若しくは補材等を乙が保有する場合、甲から乙に貸与されたものは速やかに甲に返却し、乙が自ら調達したものについては両者協議の上、甲に譲渡、若しくは乙において完全に廃棄又は焼却するものとする。甲は、当該廃棄又は焼却を実施したことを書面により証明することを乙に対して求めることができるものとする。

- 3 甲は、本条第1項第2号により乙との取引を終了する場合、書面をもって取引の終了を通知するものとする。この場合、甲は、当該通知の時点で未履行の注文を取り消すことができるものとする。本項に基づく注文の取り消しによって発生する甲へ納品されない、完成製品、仕掛品は、乙の責任において完全に廃棄又は焼却するものとする。また、本項に基づく取引終了時点において、甲の注文製品の生産においてのみ使用される型、道具、部品、材料、素材若しくは補材等を乙が保有する場合、甲から乙に貸与されたものは速やかに甲に返却し、乙が自ら調達したものについては両者協議の上、甲に譲渡若しくは乙において完全に廃棄又は焼却するものとする。甲は、当該廃棄又は焼却を実施したことを書面により証明することを乙に対して求めることができるものとする。
- 4 乙が本条第1項第3号に該当する場合、甲は、何ら催告することなく乙との取引を直ちに終了し、取引が終了する時点で未履行の注文がある場合はこれを取り消すことができるものとする。本項に基づく注文の取り消しによって発生する甲へ納品されない、完成製品、仕掛品は、乙の責任において完全に廃棄又は焼却するものとする。なお、本項に基づく取引終了時点において、甲の注文製品の生産においてのみ使用される型、道具、部品、材料、素材若しくは補材等を乙が保有する場合、甲から乙に貸与されたものは速やかに甲に返却し、乙が自ら調達したものについては甲の指示に従い、甲に譲渡若しくは乙において完全に廃棄又は焼却するものとする。甲は、当該廃棄又は焼却を実施したことを書面により証明することを乙に対して求めることができるものとする。
- 5 乙は本条に基づく注文の取り消し、及び甲との取引終了により乙に生じる損害について甲に対し、何ら請求をすることができないものとする。
- 6 乙による本条第1項第2号に該当する本行動規範の重大な不遵守若しくは同項第3号の表明違反に起因し甲に損害が生じた場合、甲は当該損害の賠償を乙に求めることが出来るものとする。
- 7 本条の規定にかかわらず、乙は、甲との取引終了後も、自ら若しくは下請け業者が製造した製品に関する製造物責任を引き続き負うものとする。

第7条 本覚書は日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。本覚書ならびに本行動規範の解釈に関し疑義ある事項については、両者誠意をもって協議の上解決するものとする。万一協議が整わない場合、本覚書ならびに本行動規範に関連して生ずる全ての紛争、論争また意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京（日本）とする。国際物品売買契約に関する国連条約は本覚書及び本行動規範に適用されないものとする。

第8条 本覚書締結は本書二通を作成し、各々に甲及び乙の代表権限者の署名若しくは記名押印により締結されるものとする。但し、本書一通に甲及び乙の代表者による記名押印をし、その写しをPDFフォーマットにて電子的に相互で送信することにより締結できるものとする。

2022 年 4 月 21 日

甲 社名 株式会社ゴールドウイン
住所 東京都渋谷区松涛二丁目 20 番 6 号
代表者 代表取締役社長 渡辺 貴生 (印)

乙 社名 無限電光株式会社
住所 〒468-0055 愛知県名古屋市天白区池場1-1012
代表者・役職名 代表取締役 竹内 健詞 (印)

ご記名・ご捺印をお願いします。

添付：ゴールドウインサプライヤー行動規範、ゴールドウイン製品品質基準書